

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

◎まずは相談したい方

栃木労働局
(P2,3)

栃木県労働委員会
(P4)

法テラス栃木
(P5)

栃木県弁護士会
(P6)

栃木県司法書士会
(P7)

栃木県社会保険労務士会
(P8)

◎紛争解決制度を利用したい方

栃木労働局
(P2,3)

栃木県労働委員会
(P4)

栃木県司法書士会
(P7)

◎訴訟、労働審判・調停の各手続きを利用したい方

訴訟・労働審判

宇都宮地方裁判所
(本庁・支部)
(P9)

訴訟・調停

県内簡易裁判所
(P9)

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
栃木労働局 （雇用環境・均等室）	栃木労働局総合労働相談コーナー （住所）宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎 3階雇用環境・均等室内 （電話）028-633-2795	総合労働相談 コーナーにお ける情報提供 ・相談	【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。
	宇都宮総合労働相談コーナー （住所）宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎別館 宇都宮労働基準監督署内 （電話）028-633-4251		【費用】 無料。
	足利総合労働相談コーナー （住所）足利市大正町864 足利労働基準監督署内 （電話）0284-41-1188		【相談方法】 電話又は面談。予約不要。 【相談日時】 ●栃木労働局総合労働相談コーナー 月曜～金曜 8:30～17:15 ●栃木労働局各労働基準監督署内総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:00～16:30 （祝祭日、年末年始は除く）
	栃木総合労働相談コーナー （住所）栃木市沼和田町20-24 栃木労働基準監督署内 （電話）0282-24-7766 鹿沼総合労働相談コーナー （住所）鹿沼市戸張町2365-5 鹿沼労働基準監督署内 （電話）0289-64-3215	栃木労働局長 による助言・ 指導	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、栃木労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。
	大田原総合労働相談コーナー （住所）大田原市本町2-2828-19 大田原労働基準監督署内 （電話）0287-22-2279 日光総合労働相談コーナー （住所）日光市今市305-1 日光労働基準監督署内 （電話）0288-22-0273		【費用】 無料。
	真岡総合労働相談コーナー （住所）真岡市荒町5203 真岡労働基準監督署内 （電話）0285-82-4443 【特長】 簡易・迅速・無料・秘密厳守の解決援助サービス！	栃木紛争調整 委員会による あっせん	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、栃木労働局長から委任を受けた栃木紛争調整委員会（弁護士、大学教授等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。 長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。 紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。
	【費用】 無料。		

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
栃木労働局 （雇用環境・均等室）	栃木労働局 雇用環境・均等室 （住所）宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎 3階 （電話）028-633-2795	相 談	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇等、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関する相談を受け付けています。
			【費用】 無料。
			【相談方法】 電話又は面談。予約不要。
【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 （祝祭日、年末年始は除く）			
栃木労働局長 による紛争解決の援助	【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる労使の紛争について、栃木労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。プライバシーは保護され、援助を申請したことを理由に事業主が不利益な取り扱いをすることが禁止されています。		
	【費用】 無料。		
調 停	【制度概要】 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる労使の紛争に関して、栃木労働局長から委任を受けた栃木紛争調整委員会から選任された調停委員（弁護士、大学教授等労働問題の専門家）が、紛争解決に向けて調停を実施します。 紛争当事者が調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取り扱いをすることが禁止されています。		
	【費用】 無料。		
【特長】 簡易・迅速・無料・ 秘密厳守の紛争解決 援助サービス！			

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
栃木県労働委員会	栃木県労働委員会 事務局 (住所) 宇都宮市塙田1-1-20 (電話) 028-623-3334 ・ 3337	労働相談	【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。
			【費用】 無料。
			【相談方法】 面談又は電話。
			【相談日時】 月曜～金曜日（祝祭日、年末年始は除く） 8:30～17:15
	【特長】 公（公益委員）・労（労働者委員）・使（使用者委員）の三者構成を活かした解決援助サービス！	個別労働関係 紛争あっせん	【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件をめぐる紛争について、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん員が、当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、双方の歩み寄りによって解決のお手伝いをいたします。 労使委員による寄り添った、懇切丁寧なサポートにより、金銭解決のみならず、労働関係の改善につながる解決が可能になるケースもある点が他の機関と比べた場合の大きな特色です。 なお、相手方が「あっせん」への不参加の意思表示を行った場合、解決の見込みや合意が図れない場合、同手続きは終了となります。 ※ 労働者個人ではなく、労働組合と使用者との間の労働争議については、労働委員会の集团的労使紛争のあっせん・調停・仲裁・不当労働行為救済の制度を利用することになります。
【費用】 無料。			

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等	
日本司法支援センター 栃木地方事務所 (法テラス栃木)	法テラス栃木 (住所) 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2階 (電話) 0503383-5395 サポートダイヤル (法テラスコールセンター) (電話) 0570-078374	情報提供	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせ内容に応じて、解決に役立つ法制度や相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。</p> <p>【利用方法】 ●法テラス栃木 電話又は来所 ●サポートダイヤル（法テラスコールセンター） 電話又はメール</p> <p>【受付日時】 ●法テラス栃木 月曜～金曜日9:00～16:00（祝祭日を除く） ●サポートダイヤル（法テラスコールセンター） 月曜～金曜日9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 （祝祭日を除く）</p> <p>【注意点】 情報提供業務では、個別具体的なアドバイスまでは行いません。</p>	
	法テラス栃木 (住所) 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2階 (電話) 0503383-5395		民事法律 扶助	<p>【サービス内容】 経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、一定の資力要件等に該当すれば、無料で法律相談を受けることができ、さらに弁護士等の費用の立て替えも行うことができます。</p> <p>【費用】 法律相談は無料 弁護士費用等の立替えは分割で償還していただきます。</p> <p>【利用方法】 電話による事前予約となります。 また、電話での法律相談は行っておりません。</p> <p>【注意点】 法律相談では収入・資産が一定基準以下であること。 弁護士費用等の立替えでは、勝訴の見込みがないとはいえないこと。民事法律扶助の趣旨に適すること。が追加条件となります。 また、行政のあっせん不調に終わった方で、弁護士に依頼して労働審判や裁判等を行う場合にも利用することができます。</p>
				震災法律 援助事業

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
栃木県弁護士会	<p>栃木県弁護士会 (住所) 宇都宮市明保野町1-6 (電話) 028-689-9000 (代表)</p> <p>(HP) http://www.tochiben.com/</p> <p>栃木県弁護士会 法律相談センター (電話) 028-689-9001</p>	<p style="text-align: center;">法 律 相 談</p>	<p>【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、クレジット・サラ金、商工ローン、刑事事件、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。</p> <hr/> <p>【費用】 相談料 30分5,500円 (交通事故相談及び債務整理相談は無料)</p> <hr/> <p>【相談日時】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 栃木県弁護士会館 (予約制) 毎週月曜～金曜日 13:30～17:00 ② 大田原商工会議所 (予約制) 毎月第2金曜日 13:30～17:00 ③ 小山市立生涯学習センター (予約制) 毎月第1土曜日 10:00～12:00 ④ 栃木商工会議所 (予約制) 毎月第3土曜日 10:00～12:00 ⑤ 通二丁目奉公会館 (先着12名) 毎週土曜日 9:00～12:00 <p>(祝祭日にあたる際は変更の場合あり)</p>
	<p>【特長】 法律の専門家が親身になって相談に乗ります！</p>		<p style="text-align: center;">無料法律相談</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
栃木県司法書士会 (住所) 宇都宮市幸町1-4 (電話) 028-614-1122	栃木県司法書士会	無料法律相談 栃木県司法書士会 総合相談センター	<p>【サービス概要】 多重債務整理、少額訴訟、調停等裁判所手続、相続、売買・贈与等不動産登記手続、会社設立・役員変更等会社法人登記関連、高齢者財産管理、任意後見契約等、成年後見制度などについて、司法書士が解決に向け親身になって相談をお受けします。</p> <p>【費用】 無料。</p> <p>【利用方法】 要電話予約。(月曜～金曜日 9時～17時) (祝祭日、年末年始を除く)</p> <p>【相談会場・相談日時】</p> <p>① 宇都宮会場 宇都宮市幸町1番4号 栃木県司法書士会館 (毎週土曜日10時～15時)</p> <p>② 足利会場 足利市通3丁目2757番地 足利商工会議所本部事務所3階会議室 (毎月第3土曜日10時～15時)</p> <p>③ 小山会場 小山市城東1丁目6番36号 小山商工会議所1階談話室 (毎月第3土曜日10時～15時)</p> <p>④ 日光会場 日光市今市304番地1 日光市民活動支援センター (毎月第3土曜日10時～15時)</p> <p>⑤ 那須塩原会場 那須塩原市太夫塚1丁目194番地78 西那須野公民館 (毎月第3土曜日10時～15時)</p> <p>(祝祭日、年末年始を除く)</p>
		裁判外紛争解決 手続 (ADR) 栃木県司法書士会調停セ ンター「こんぱす」 【特長】 トレーニングを積んだ 司法書士が話し合いに よる紛争解決をサポー ト	<p>【サービス概要】 民間の紛争解決機関として、当事者と利害関係のない公正中立な第三者である司法書士が、当事者双方の言い分をじっくり聴きながら、専門家としての知見を生かして、話し合いによる柔軟な和解解決を図ります。 紛争の目的価額が金140万円以下の民事に関する紛争に限定されます。</p> <p>【費用】 有料。申立手数料15,000円(税別) 期日(2回目以降) 手数料10,000円(税別) 合意成立報酬20,000円(税別) ※令和2年3月31日までの申込案件は無料</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
栃木県社会保険労務士会	<p style="text-align: center;">栃木県社会保険労務士会</p> <p style="text-align: center;">(住所) 宇都宮市鶴田町3492-46</p> <p style="text-align: center;">(電話) 028-647-2028</p> <p style="text-align: center;">(HP) http://www.tochigi-sr.jp/</p>	労働相談	<p>【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般に関する疑問に社会保険労務士がお答えします。</p> <hr/> <p>【費用】 無料。</p> <hr/> <p>【利用方法・相談時間】 ●面談相談（要事前予約。予約はご希望の会場へ直接ご連絡ください。）</p> <p>①栃木県社会保険労務士会館 宇都宮市鶴田町3492-46 (電話)028-647-2028 毎月第1、第3水曜日 13:30~16:30 (祝祭日を除く)</p> <p>②宇都宮市役所内会議室 宇都宮市旭1-1-5 (電話)028-632-2446 毎月第2木曜日、第4火曜日 13:30~16:30 (祝祭日を除く)</p> <p>③足利市役所 足利市本城3丁目2145番地 第3木曜日 13:30~16:30 (祝祭日を除く)</p> <p>お申込み：栃木県社会保険労務士会 電話：028-647-2028</p> <p>※ ②、③については、それぞれの市にお住いの方、もしくは、それぞれの市にある会社にお勤めの方が対象になります。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度
裁 判 所	<p>宇都宮地方裁判所 本庁（民事部） (住所) 宇都宮市小幡 1-1-38 (電話) 028-333-0024</p> <p>宇都宮簡易裁判所 (住所) 宇都宮市小幡 1-1-38 (電話) 028-333-0027</p> <p>宇都宮地方裁判所真岡支部 真岡簡易裁判所 (住所) 真岡市荒町 5117-2 (電話) 0285-82-2076</p> <p>宇都宮地方裁判所大田原支部 大田原簡易裁判所 (住所) 大田原市中央 2-3-25 (電話) 0287-22-2112</p> <p>宇都宮地方裁判所栃木支部 栃木簡易裁判所 (住所) 栃木市旭町 16-31 (電話) 0282-23-0395</p> <p>宇都宮地方裁判所足利支部 足利簡易裁判所 (住所) 足利市丸山町 621 (電話) 0284-41-3143</p> <p>小山簡易裁判所 (住所) 小山市八幡町 1-2-11 (電話) 0285-22-0536</p>	<p>【各手続の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民事調停手続（簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。 ● 少額訴訟手続（簡易裁判所） 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。 事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。 ● 労働審判手続（地方裁判所）*本庁のみ 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。 ● 民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合には簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。
	<p>【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。</p>	
	<p>【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。</p>	